

## ○福岡県田川地区消防組合財政調整基金条例

〔平成 23 年 7 月 12 日〕  
組 合 条 例 第 1 号

福岡県田川地区消防組合基金条例（昭和 4 5 年条例第 7 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 財政の健全化を図り、長期間にわたる財政の健全な運営に資するため、福岡県田川地区消防組合財政調整基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算をもって定める額とする。

2 各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金から当該年度の翌年度に繰り越した歳出予算の財源に充てるべき金額（継続費の支出財源として繰り越した金額を含む。）を控除した額の 2 分の 1 を下らない額を当該年度の翌年度までに基金に編入するものとする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第 5 条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第 6 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、一般会計の歳入歳出予算に計上して、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源に充てるとき。
- (3) 償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるとき。
- (4) 緊急に実施することが必要となった大規模な建設事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (5) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。